



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人S T A R S
- 3 代表者の氏名  
島田 雄太
- 4 主たる事務所の所在地  
須坂市大字須坂常盤町752番地イ
- 5 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援事業」の運営を基本に様々な活動を通して、次に掲げることを目的とする。

- (1) 障害児が家庭以外に「安心」できる場所、学校以外に「学べる」場所を提供すること。
- (2) 障害の有無に関わらず「子どもが子どもとして」受け入れられること。
- (3) 障害の特性にとらわれることなく、個人の特性を模索し、保護者の気持ちに寄り添い、共に子どもの成長に希望を持つこと。
- (4) 地域の実情、ニーズを大切にしながら、障害福祉の枠に留まらず、地域社会との交流を大切にすること。
- (5) 地域社会、障害福祉の創造と発展に寄与すること。

(変更後)

この法人は、児童福祉法に基づく障害児通所支援「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援事業」の運営、障害者総合支援法に基づく「生活介護事業」及び「相談支援事業」の運営、介護保険法に基づく「居宅介護支援事業」を基本に様々な活動を通して、次に掲げることを目的とする。

- (1) 障害児・者、高齢者が家庭以外に「安心」できる場所、学校以外に「学べる」場所を提供すること。
- (2) 障害の有無に関わらず「人が人として」受け入れられること。
- (3) 障害の特性にとらわれることなく、個人の特性を模索し、ご家族の気持ちに寄り添い、共に本人の成長に希望を持つこと。
- (4) 地域の実情、ニーズを大切にしながら、障害福祉、高齢者福祉の枠に留まらず、地域社会との交流を大切にすること。
- (5) 地域社会、障害福祉、高齢者福祉の創造と発展に寄与すること。

県民協働課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年1月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
南松本複合店舗  
松本市大字芳川平田字平田660-2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
有限会社ケイ・ティ研究所  
長野市大字小柴見283
- 3 変更する事項

- (1) 店舗面積の合計  
(変更前) 1,798平方メートル  
(変更後) 2,301平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	5台	5台
2	—	5台
合計	5台	10台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	79平方メートル	79平方メートル
2	13平方メートル	—
3	—	50平方メートル
合計	92平方メートル	129平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (4) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	16立方メートル	16立方メートル
2	3立方メートル	—
3	—	12立方メートル
合計	19立方メートル	28立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- (5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前10時	午後9時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
株式会社ユニクロ	午前10時	午後8時
株式会社ツルハHD	午前9時	午前0時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで
2	午前9時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午前0時30分まで

- 4 変更年月日  
平成28年8月19日
- 5 届出年月日  
平成27年12月18日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間  
平成28年1月14日から平成28年5月16日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成28年1月17日に開催を予定していた塩尻都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。  
平成28年1月14日

長野県知事 阿部 守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市・まちづくり課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。  
平成28年1月14日

長野県上下小地方事務所長 笹 沢 文 昭

- 1 指定番号 上小第722号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年12月11日

- 4 指定道路の位置 東御市常田字コロソイ900-9、鞍掛字下河原132-9
- 5 指定道路の延長 72.96メートル
- 6 指定道路の幅員 6.02メートル及び6.14メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年1月14日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

- 1 指定番号 諏訪第1011号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年12月9日
- 4 指定道路の位置 茅野市米沢字前田148-11
- 5 指定道路の延長 33.96メートル
- 6 指定道路の幅員 4.08メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年1月14日

長野県松本地方事務所長 池田 秀幸

- 1(1) 指定番号 松本第316号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成27年12月7日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市豊科南穂高897-9、897-13、897-15
- (5) 指定道路の延長 28.50メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.73~4.77メートル
- 2(1) 指定番号 松本第317号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成27年12月17日
- (4) 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1489-1
- (5) 指定道路の延長 33.72メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.30メートル

建築住宅課

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年1月14日

長野県北安曇地方事務所長 土屋 嘉宏

- 1(1) 指定番号 北安曇第371号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成27年12月14日
- (4) 指定道路の位置 大町市常盤字大正沖3486-20
- (5) 指定道路の延長 81.75メートル
- (6) 指定道路の幅員 5.10メートル
- 2(1) 指定番号 北安曇第372号
- (2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- (3) 指定の年月日 平成27年12月21日
- (4) 指定道路の位置 北安曇郡白馬村大字北城字谷地原4305-11、4305-14
- (5) 指定道路の延長 19.92メートル
- (6) 指定道路の幅員 4.00メートル

建築住宅課

### 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年1月14日

長野県北信地方事務所長 田中 功

- 1 指定番号 北信第173号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年12月22日
- 4 指定道路の位置 中野市大字小田中文字市道411-9
- 5 指定道路の延長 27.98メートル
- 6 指定道路の幅員 6.03メートル

建築住宅課